

会 議 結 果 報 告 書

会議名 (審議会等名)	令和5年度大野中地区まちづくり会議(第5回全体会)		
事務局 (担当課)	大野中まちづくりセンター 電話042-741-6695 (直通)		
開催日時	令和6年2月1日(木) 午後7時00分～午後8時30分		
開催場所	大野中公民館1階 大会議室		
出席者	委員	20人(別紙のとおり)	
	その他	0人	
	事務局	2人	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			

審 議 結 果

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 副会長の選出

臼倉前副会長の退任に伴い、後任の副会長を互選により協議した結果、大野中地区老人クラブ連合会の小林委員が副会長に選出された。

4. 市からの連絡事項

- (1) 令和6年度地域活性化事業交付金の募集開始について
大野中まちづくりセンターから資料に沿って説明がされた。

5. 議 題

- (1) 令和6年度大野中地区まちづくり会議の日程について
大野中まちづくりセンターから資料に沿って説明がされた。

- (2) 令和6年度の委員の推薦について
大野中まちづくりセンターから資料に沿って説明がされた。

(3) 『令和6年度大野中地区まちづくりを考える懇談会』のテーマ検討について
役員案である「高齢化等に伴う移動及び買い物支援」に決定した。また、令和5年度のように、令和6年度もテーマを2つまで選定可能だとしても、今回決定した1つのテーマとすることとなった。なお、次回は役員会で協議の上、グループ討議を予定。

【主な意見等】

- ・ 買い物の際、重いものを運ぶのは高齢者には負担が大きい。外出の機会を作るのも大事であるが、重い荷物は、ネットスーパー等で運んでくれるとよい。また、通院については、何か手を考えて欲しい。(大谷委員)
- ・ 高齢の母と同居しており、足腰が弱らないように外出して欲しいが、重いものは自分が買うようにしている。今回のテーマに自治会の高齢化も含められないか。(西口委員)
- ・ 地域包括支援センターでは、タクシー券をもらえないか？とよく聞かれるが、介護保険制度では、タクシー券は出ないことを説明している。そうしたものがあれば、地域でずっと生活できるのではないか。(高下委員)

- ・高齢者がもっと、ネットスーパーが上手く使えるようになるといいと思う。(大塚委員)
- ・親と同居しているが、車がないと生活できない。そうした方も多いのでは。こうして考えるのはよいこと。(榎本委員)
- ・近所は年金通りと言われていて、買い物は大変だと思う。個配ではなく、グループならコミュニティにもなってよい。また、病院でも巡回バスを運行していたりするので、デイサービス等の施設に協力していただくとよい。(古賀委員)
- ・高齢者の一人暮らしの方が増えてきて、タクシーを使っている人が増えている。(上林委員)
- ・車の運転の際、アクセルとブレーキを踏み間違えてしまい、怖いと思って、免許証を返納した。タクシー券の配布が実現して欲しい。(高橋委員)
- ・当事業所と地元自治会で懇親会を行った際に、送迎バスが入り組んだ道に入れないことがあったので、そうした道には、小型の車が必要だと思った。(岩井委員)
- ・出来るかわからないが、大型店に投げかけて、巡回バスを運行してもらえないか。それでも外出できない方には、ネットは難しいので、チラシで注文できるような仕組みがあると便利。(堤委員)
- ・大型商店の巡回バスという話もあったが、本来は、地域の商店会がそうしたものに取組んだ方が地域活性化になるのではないか。ただし、買いたいものが何でも揃っている、という点では大型店の方が品揃えはよいので、メリット・デメリットがあるかもしれない。(大澤委員)
- ・大野台4丁目に2～3年前から、移動販売車とくし丸がきて、良くなったが、まだ来ていないエリアもある。高齢者の課題としては、病院やスーパーに行けなくなると困るので、タクシー券が一番良い。(玉利委員)
- ・早めに免許返納したが、重いものはネットで購入している。ライドシェア解禁の話もでてきているが、病院に行こうとタクシーを呼んでも来ないことがある。(川島委員)
- ・この地域の高齢者がよく行く場所としては、古淵駅、北里大学病院、相模原公園などがある。車をもっていない人にとっては、不公平。大沼、若松にもバスが来るが満員。公民館に来た80代の高齢者に、真夏にまちづくりセンターに行ってくれといっても無理なので、タクシーを呼んだこともある。バスも女子美術大学行きや北里大学病院行きなど、一通り運行してはいるが、使い勝手が悪いので、淵野辺の様に路線が、丸く循環する形がよい。(佐藤委員)
- ・巡回バスは非常に厳しい。以前、神奈川中央交通(株)の運転手にもっと便を増やせないか聞いたら、「需要がない」と言われた。需要があれば、市も動くはず。タクシー券はよいが、バスの運行は厳しいと思う。なお、海老名市や綾瀬市でコミュニティバスが運行しているが、市の委託の様である。(大久保委員)
- ・老人クラブ連合会でも同様の意見が出ているが、タクシーの補助があるとよい。ま

た、病院と公園などを市のマイクロバスが巡回してくれるとよい。(小林委員)

- ・昔はこんなに量販店はなかった。鵜野森の方にもバスを出しているお店があった。神奈川中央交通(株)に働きかけても難しい。大野中地区には多くのスーパーがあるので、バスを出してくれるとよい。特に男性は、外出しなくなると認知症になるケースが多い様に思う。(田村委員)

6. その他

- (1) 各団体の情報提供・情報交換について
意見等なし

7. 閉会あいさつ (大谷委員)

以上

大野中地区まちづくり会議委員名簿

(まちづくり会議委員の役職：会長◎、副会長◇)

No	推薦団体名	役職等	氏名	備考
1	大野中地区自治会連合会	会長	◎森 逸雄	出席
2	大野台公民館	館長	◇高安 祥介	出席
3	大野中地区商店会	代表	◇田村 小次郎	出席
4	大野中地区民生委員児童委員協議会	会長	◇堤 道子	出席
5	大野中地区社会福祉協議会	会長	◇大澤 庄平	出席
6	大野中地区老人クラブ連合会	代表	◇小林 太	出席
7	大野中地区自治会連合会	副会長	細谷 剛	欠席
8	大野中地区自治会連合会	副会長	川島 光子	出席
9	大野中地区自治会連合会	副会長	玉利 博	出席
10	大野中公民館	館長	大久保 宗俊	出席
11	大沼公民館	館長	佐藤 純	出席
12	大野中地区子ども会育成連絡協議会	代表	大谷 喜一郎	出席
13	大野中地区青少年指導委員	代表	野口 裕光	出席
14	大野中地区スポーツ推進委員	代表	佐伯 美鈴	欠席
15	大野中地区小学校PTA	代表	榎本 保則	出席
16	大野中地区中学校PTA	代表	大塚 由佳	出席
17	大野中地区健康づくり普及員	代表	滝澤 栖子	欠席
18	大野中地区ボランティアグループ	代表	上林 眞由美	出席
19	大野中地区防犯協会	代表	平野 大介	欠席
20	大野中地区交通安全母の会	代表	古賀 幸枝	出席
21	大野中地区連合自主防災隊	代表	高橋 健一	出席
22	相模原市消防団南方面隊第3分団	代表	西口 卓也	出席
23	大野中地区企業（大野台事業所協議会）	代表	岩井 昭哉	出席
24	大野中地区地域包括支援センター	代表	高下 英則	出席

令和5年度 大野中地区まちづくり会議【第5回全体会】 次第

日時：令和6年2月1日（木）午後7時

場所：大野中公民館 大会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 副会長の選出

4. 市からの連絡事項

(1) 令和6年度地域活性化事業交付金の募集開始について

5. 議 題

(1) 令和6年度大野中地区まちづくり会議の日程について

(2) 令和6年度の委員の推薦について

ア. 輪番制の2年任期の団体に係る令和6・7年度の委員の推薦について

対象団体：青少年指導員、スポーツ推進委員、小学校PTA、中学校PTA、
健康づくり普及員、ボランティアグループ、地域包括支援センター

イ. 上記ア以外の団体は、令和6年度に委員の変更がある場合は、随時、別紙「令和6年度大野中地区まちづくり会議委員推薦書」を事務局にご提出ください。

(変更なしの場合は、提出不要)

(3) 『令和6年度大野中地区まちづくりを考える懇談会』のテーマ検討について

【 テーマ候補 】

①ごみ問題

②高齢化等に伴う移動及び買い物支援

③道路整備

④自治会の高齢化・担い手不足

⑤過去の「大野中地区まちづくりを考える懇談会」の市未回答・今後検討事項

6. その他

(1) 各団体の情報提供・情報交換について

7. 閉会あいさつ

大野中地区まちづくり会議委員名簿

No	推 薦 団 体 名	役職等	氏名	会の役職	備考
1	大野中地区自治会連合会	会長	森 逸雄	会長	
2	大野台公民館	館長	高安 祥介	副会長	
3	大野中地区商店会 (大野中地区商店連合会)	代表	田村 小次郎	副会長	
4	大野中地区民生委員児童委員協議会	会長	堤 道子	副会長	
5	大野中地区社会福祉協議会	会長	大澤 庄平	副会長	
6	大野中地区自治会連合会	副会長	細谷 剛		
7	大野中地区自治会連合会	副会長	川島 光子		
8	大野中地区自治会連合会	副会長	玉利 博		
9	大野中公民館	館長	大久保 宗俊		
10	大沼公民館	館長	佐藤 純		
11	大野中地区老人クラブ連合会	代表	小林 太		
12	大野中地区子ども会育成連絡協議会	代表	大谷 喜一郎		
13	大野中地区青少年指導委員 (大野中地区)	代表	野口 裕光		
14	大野中地区スポーツ推進委員 (大野台地区)	代表	佐伯 美鈴		
15	大野中地区小学校PTA (大沼小学校PTA)	代表	榎本 保則		
16	大野中地区中学校PTA (大野台中学校PTA)	代表	大塚 由佳		
17	大野中地区健康づくり普及員 (大野中地区)	代表	滝澤 栖子		
18	大野中地区ボランティアグループ (ボランティア・ネットこもれび)	代表	上林 眞由美		
19	大野中地区防犯協会	代表	平野 大介		
20	大野中地区交通安全母の会	代表	古賀 幸枝		
21	大野中地区連合自主防災隊	代表	高橋 健一		
22	相模原市消防団南方面隊第3分団	代表	西口 卓也		
23	大野中地区企業(大野台事業所協議会) (株式会社相模原ゴルフクラブ)	代表	岩井 昭哉		
24	大野中地区地域包括支援センター (大沼地域包括支援センター)	代表	高下 英則		

大野中地区まちづくり会議 会則

(名称)

第1条 本会議は、名称を大野中地区まちづくり会議（以下、「まちづくり会議」という。）という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、大野中地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動を協働して進めることを目的とする。

(役割)

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項

(まちづくり会議の構成)

第4条 まちづくり会議は、別表に掲げる団体等から推薦された委員で構成する。

(委員及び団体の任期)

第5条 委員の任期は、次の各号の規定による。ただし、いずれの場合にあっても再任を妨げないものとする。

- (1) 別表中で団体又は機関に属する委員の場合は、当該職の任期中とする。
- (2) 所属する団体から推薦された委員にあつては、その推薦替えまでの間とする。
- (3) 同種の団体又は職にある者で、代表として推薦された委員にあつては推薦替えまでの間とする。

2 公民館・学校関係等持ち回りの各種団体にあつては、団体の任期を2年とする。

(役員)

第6条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名

(役員職務)

第7条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員選出)

第8条 役員は、全体会において委員の互選により選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 まちづくり会議に次の会議を置く。

- (1) 全体会
- (2) 役員会

2 前項の全体会の議長には、会長が当たる。

(全体会)

第11条 全体会は、委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、次の事項を処理する。

- (1) まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること。
- (2) 役員を承認すること。
- (3) 専門部会の設置に関すること。
- (4) 区民会議への委員の推薦に関すること。
- (5) その他会長が必要と認める事項に関すること。

3 全体会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の請求があったとき、会長が召集する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長で構成し、次の事項を処理する。

- (1) 全体会の運営に関すること。
- (2) 全体会から委任された事項に関すること。

(会議の公開)

第13条 第10条第1号の全体会は、傍聴により公開することができる。傍聴について必要な事項は、役員会で定める。

2 全体会の議事の内容については、要点を記載した会議録を作成し、公開することができる。公開について、必要な事項は、役員会で定める。

(事務局)

第14条 まちづくり会議の事務局は、大野中まちづくりセンターに置く。

(委任)

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年1月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月8日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	委員数
大野中地区自治会連合会 会長	1
大野中地区自治会連合会 副会長	1
大野中地区自治会連合会 副会長	1
大野中地区自治会連合会 副会長	1
大野中公民館 館長	1
大沼公民館 館長	1
大野台公民館 館長	1
大野中地区社会福祉協議会 会長	1
大野中地区民生委員児童委員協議会 会長	1
大野中地区子ども会育成連絡協議会 代表	1
大野中地区青少年指導委員 代表	1
大野中地区スポーツ推進委員 代表	1
大野中地区小学校PTA 代表	1
大野中地区中学校PTA 代表	1
大野中地区健康づくり普及員 代表	1
大野中地区老人クラブ連合会 代表	1
大野中地区ボランティアグループ 代表	1
大野中地区防犯協会 代表	1
大野中地区交通安全母の会 代表	1
大野中地区連合自主防災隊 代表	1
相模原市消防団南方面隊第3分団 代表	1
大野中地区商店会 代表	1
大野中地区企業代表（大野台事業所協議会）	1
大野中地区地域包括支援センター 代表	1

（改正理由）

- 1 南区内他6地区の会則と整合を図るため、第3条のまちづくり会議の役割に「(7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項」を追加するもの。
- 2 別表（第4条関係）の名称について「相模原消防団南方面隊第3分団 代表」から「相模原市消防団南方面隊第3分団 代表」へ名称を修正するもの。

地域活性化事業交付金を交付する団体を募集

地域の課題解決や活性化に向けて自主的に取り組む事業に対して交付します。

■各地区の活性化につながる事業を実施する5人以上の団体

交付期間 4月～令和7年3月

※申し込む前に、活動予定地区のまちづくりセンターへ相談が必要

※対象地区や交付条件、各地区の提出期限など、詳しくは市圏をご覧ください。

■各地区の締め切り日までに、直接、各まちづくりセンターにある申請書(市圏にも掲載)と必要書類を活動予定地区のまちづくりセンターへ

次の事業が優先

自治会への加入促進

地域での公共的な活動の担い手育成

公共的な活動への参加者増加促進

NPO法人・企業・ボランティア団体などとの

連携強化

各地区のまちづくり会議が提示した地域課題の解決



昨年度の事業「すきだよ かみみぞ 上満かるたをつくろう」の様子

☎市民協働推進課 ☎042-769-8226

令和6年度 まちづくり会議日程表【委員用】

日付	時間	会場	会議	主な内容
令和6年 4月18日(木)	19時～	大野中公民館 大会議室	第1回 全体会議	・懇談会のテーマに基づく検討(グループ討議)
令和6年 7月18日(木)	19時～	大野中公民館 大会議室	第2回 全体会議	・懇談会のテーマに基づく検討(全体討議①) ・懇談会の役割の確認 など
令和6年 9月19日(木)	19時～	大野中公民館 大会議室	第3回 全体会議	・懇談会のテーマに基づく検討(全体討議②)
★ 令和6年11月5日(火) 又は7日(木) 又は12日(火)	18時～	大野中公民館 大会議室	大野中地区まちづく りを考える懇談会	懇談会開催
令和6年 12月17日(火)	19時～	大野中公民館 大会議室	第4回 全体会議	・懇談会振り返り ・次年度懇談会のテーマ検討① など
令和7年 2月6日(木)	19時～	大野中公民館 大会議室	第5回 全体会議	・次年度懇談会のテーマ検討② など

※変更がある場合は、随時ご連絡いたします。

大野中地区まちづくり会議 委員輪番表

団体名	推薦基準	備考	R4~R5	R6~R7	R8~R9
大野中地区自治会連合会	会長	充職	○	○	○
大野中地区自治会連合会	副会長	充職	○	○	○
大野中地区自治会連合会	副会長	充職	○	○	○
大野中地区自治会連合会	副会長	充職	○	○	○
大野中公民館	館長	充職	○	○	○
大沼公民館	館長	充職	○	○	○
大野台公民館	館長	充職	○	○	○
大野中地区社会福祉協議会	会長	充職	○	○	○
大野中地区民生委員児童委員協議会	会長	充職	○	○	○
大野中地区子ども会育成連絡協議会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区老人クラブ連合会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区防犯協会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区交通安全母の会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区連合自主防災隊	代表	推薦	○	○	○
相模原消防団南方面隊第3分団	代表	推薦	○	○	○
大野中地区商店会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区企業（大野台事業所協議会）	代表	推薦	○	○	○
大野中地区青少年指導員					
大野中公民館区	代表	輪番	●		
大沼公民館区				●	
大野台公民館区					●
大野中地区スポーツ推進委員					
大野中公民館区	代表	輪番		●	
大沼公民館区					●
大野台公民館区			●		
大野中地区小学校PTA					
大野小学校PTA	代表	輪番			
大沼小学校PTA			●		
大野台小学校PTA				●	
大野台中央小学校PTA					●
若松小学校PTA					
大野中地区中学校PTA					
大野台中学校PTA	代表	輪番	●		●
韮野森中学校PTA				●	
大野中地区健康づくり普及員					
大野中公民館区	代表	輪番	●		
大沼公民館区				●	
大野台公民館区					●
大野中地区ボランティアグループ					
ボランティア-おおのなか	代表	輪番			●
ボランティア・ネットこもれび			●		
ボランティア華				●	
大野中地区地域包括支援センター					
大野中	代表	輪番			●
大沼			●		
大野台				●	

(対象団体)

青少年指導員、スポーツ推進員、小学校PTA、中学校PTA、
健康づくり普及員、ボランティアグループ、地域包括支援センター

令和6年2月1日

各 位

大野中地区まちづくり会議
会 長 森 逸雄

大野中地区まちづくり会議委員の推薦について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、大野中地区のまちづくりの推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大野中地区まちづくり会議委員について、公民館や学校の関係者等持ち回りの各種団体にあっては、任期が2年となっております。

つきましては、令和6年度・7年度の委員として別紙「まちづくり会議委員輪番表」に基づき、対象となる各団体から代表者1名を次のとおりご推薦いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◆推薦書の提出方法

別紙「推薦書」にご記入のうえ、以下の提出期日までに事務局へ提出（ファックス可）してください。

◆提出期日

- ①第1回目の会議（4/18開催）から推薦替えとなる場合…3月22日（金）まで
- ②第2回目の会議（7/18開催）から推薦替えとなる場合…6月21日（金）まで

※提出期日までに推薦が困難な場合は、事前にご連絡ください。

※推薦替えまでの間は、前任の方に会議の出席をお願いしております。

※まちづくり会議の日程については、別紙「まちづくり会議日程表」のとおりです。

11月頃に開催予定の「大野中地区まちづくり懇談会」へのご出席も重ねてお願い申し上げます。

以上

事務局（大野中まちづくりセンター）

TEL：042-741-6695 FAX：042-746-1835 永井

大野中地区まちづくり会議
 会長 森 逸 雄 殿

団体名 _____

代表者名 _____

大野中地区まちづくり会議委員推薦書

次の者について、令和6・7年度の大野中地区まちづくり会議委員として推薦します。

団体名		団体役職	
ふりがな			
氏名			
住所	(〒 —)		
連絡先	電話：		
	FAX：		
	メールアドレス：		

※推薦書の提出について

◆本推薦書にご記入の上、提出期日までに事務局へ提出（ファックス可）してください。

◆提出期日

- ①第1回目の会議（4/18開催）から推薦替えとなる場合…3月22日（金）まで
- ②第2回目の会議（7/18開催）から推薦替えとなる場合…6月21日（金）まで

◆事務局

提出先	まちづくり会議事務局（大野中まちづくりセンター内） 永井 TEL：042-741-6695（団体専用） FAX：042-746-1835
-----	---

令和6年 月 日

大野中地区まちづくり会議
会長 森 逸 雄 殿

団体名 _____

代表者名 _____

大野中地区まちづくり会議委員推薦書

次の者について、令和6年度大野中地区まちづくり会議委員として推薦します。

団体名		団体役職	
ふりがな			
氏名			
住所	(〒 —)		
連絡先	電話：		
	FAX：		
	メールアドレス：		

※ 変更する場合には、本推薦書を提出する前にご連絡ください。
なお、推薦書の提出日及び委員の交代月などについて、ご相談させていただきます。

提出先	まちづくり会議事務局（大野中まちづくりセンター内） 永井 TEL：042-741-6695（団体専用） FAX：042-746-1835
-----	---

大野中地区自治会連合会 参考資料

南区地区自治会連合会会長・副会長と区長との懇談会
令和6年2月9日(金) 午後3時～

課題	高齢化等に伴う移動及び買い物支援について
内容	<p>大野中地区では、3つの公民館区があるが、それぞれに移動や買い物等に不便を感じている地域がある。1つ目は、大野台の一部で、2つ目は、若松・東大沼の一部で、これらは、交通不便地域と呼ばれる地域となっており、移動販売車“とくし丸”が来て助かっている一方で、バス停までの距離が遠いことに加えて、運行本数が少なく、不便を感じている地域である。3つ目は、鶴野森で、地域づくり部会のアンケートにおいて、買い物に不便を感じている地域となっており、大型商店等がある古淵駅や町田駅の方へは、徒歩では難しく、ネットスーパー等も普及してきているが、高齢者には使い方が分からない、という意見も多かった。</p> <p>これらを解決するために、コミュニティバスの導入という手法もあるが、乗車率やコース設定、停留所の確保等、非常にハードルが高いと感じている。また、移動制約のある高齢者や障害者等のために、NPO等が車両を運行する“福祉有償運送”という事業もあるが、登録事業者が少ないため、利用が難しい、という声も聞く。</p> <p>今後、高齢化などに伴う免許返納が進み、“買い物弱者”と言われる方たちが、更に増えると思われるが、緑区の若葉台や南区の新磯地区では、市の協力を得ながら、環境負荷の少ない電動車で、20km以下で走行する地域主体の“グリーンスローモビリティ”の実証実験が始まっており、国によるライドシェア解禁と併せて、地域では、関心を持って今後の状況を見ている。</p> <p>区役所においては、こうした状況を踏まえて、交通不便地域等を中心とする高齢者や障害者等の買い物や移動支援等に関する市の施策として、例えば、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食材等の生活必需品を扱う移動販売車の増加に向けた誘致活動の強化 2. 高齢者向けネットショッピング講座の実施 3. 福祉有償運送の事業者参入を促す補助制度の創設 4. 神奈川中央交通(株)のかなちゃん手形の購入費助成制度の創設 5. 東京都や横浜市、川崎市の様な高齢者や障害者等へのバス等のフリーバスの実施 6. グリーンスローモビリティや津久井地域の乗合タクシーの対象地域拡大や要件緩和 </div> <p>など、関係部局と連携を図って検討し、幅広く効果的な施策を打ち出し、南区にいつまでも安心して住み続けられる、高齢者にも障害者にも住みよいまちづくりとなるよう、努めていきたいが、区のお考え方をお聞かせいただきたい。</p>

<p>地区の 取組状況 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大野中地区まちづくりを考える懇談会で、平成23年度に「コミュニティバス又は乗合タクシーの導入について」をテーマとして市と懇談を実施。 ・地域ケア会議地域づくり部会では、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 大野中地区・・・令和元年度に古淵地域、令和3年度に鶴野森地区の住民に「困りごと」に関するアンケートを実施した。また、主に古淵地域を中心として、外出を促す取組として、ベンチの作成・設置を進めている。 大野台地区・・・令和元年度に「移動手段（買い物・通院）」に関するアンケートを実施した。また、令和5年度に「お散歩マップ」を作成した。 大沼地区・・・令和4年2月に高齢者の生活と見守りに関するアンケートを実施し、その項目の中で移動手段や買い物動向などの把握し、情報として共有を図っている。 ・今回の懇談会に向けて、自治会長会議や役員会で、テーマと内容の検討をした。
<p>備 考</p>	<p>(参考) 大野中地区の交通不便地域・・・駅から1km以上かつバス停留所から300m以上離れている地域で、大野中地区では、大野台1・2・4・5・7丁目の一部、若松1～3丁目、東大沼2～3丁目の一部が該当</p>

「大野中地区まちづくりを考える懇談会」における市未回答・今後検討事項一覧

年 度	議 題	内 容
平成24年	2 防犯・交通安全「さがみ縦貫道路の開通に伴うアクセス道路への影響と対策について」	○企業等の誘致については、今後、地権者や周辺住民の意向等を踏まえ、検討していきたい。
平成27年	1 地域活性化 「自治会活動の役割と高齢化の問題について」	○若い世代向けの自治会加入促進チラシの作成も検討する。 ○お祭りの備品等の貸出しは、観光協会など、いろいろな団体が所有しているものも含めて検討する。
	2 防犯・交通安全 「地域の防犯対策について」	○防犯カメラの設置情報は有効活用できるので、市の地理情報システムへの反映など、検討させていただきたい。
	3 地域活性化 「畑地かんがい用水路について」	○用水路の良好な状態維持を目的として、水を流すのは非常に難しいが、意見を真摯に受けとめ、持ち帰らせていただきたい。
平成28年	1 高齢者の見守り・子育て環境「児童館・子どもの広場の整備と確保について」	○児童館の乳幼児やその保護者等の個人利用について、今後検討する。
平成29年	2 自主防災組織活動に対する考えと支援について	○防災の補助金について、機材購入の場合には、5割負担では厳しいため、変更して欲しい。
平成30年	1 地域の人と人が助け合える体制づくりについて	○原則、新規の施設整備は行わないこととしており、新たな施設としての整備は難しいが、既存の施設の建替えの際は、周辺の公共施設等も含め、多様な世代が交流する拠点施設として集約・複合化することについて、地域の皆様とともに検討していきたい。
令和元年	2 災害に強いまちづくりについて	○実際の災害時に、自分の身の安全を確保した上で、自分のできることを主体的に考え、行動し、判断できる子どもを育成していくことが重要であると考えており、災害時の対応の仕方等について、今後も地域と協力しながら、検討して参りたい。 ○地域行事の参加を学校行事として組み込むことについて、すぐに結論を出すことはできないが、学校、行政、地域がともに協力しながら、中学生がどういった形で地域に参加いただくのがよいのか、考えて参りたい。
令和2年	1 大野中地区の防犯について	○防犯カメラ付き自動販売機等のほか、防犯カメラの代用として、公用車等設置のドライブレコーダーの活用の有効性などを検討していきたい。
令和4年	1 大野中地区の道路網の整備について	○市道古淵1号の交差点への信号機の設置等について、R3年度の交通量調査、R4年度の測量を経て、今後、どの様に道路の改良や安全対策を図っていくよう検討していきたい。

※該当事項がある年度だけを掲載

令和6年度 地域活性化事業交付金 募集要領

1 地域活性化事業交付金の概要

(1) 趣旨

地域活性化事業交付金とは、幅広い層の市民の参加及び協働による地域の活性化[※]を目指し、市民が自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付される交付金です。
※地域の活性化：当交付金では、地域で展開される公共的な活動へ参加する団体や個人が増加し、各々のコミュニケーションが良好に取れている状態を指します。

(2) 対象事業

本交付金は、市内22地区を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる次の事業に対して、交付します。

- | |
|------------------------------------|
| 1 地域の防災・防犯に関する事業 |
| 2 地域の保健・健康づくりの増進に関する事業 |
| 3 地域福祉の増進に関する事業 |
| 4 産業や観光の振興に関する事業 |
| 5 環境の保護・保全に関する事業 |
| 6 青少年の健全育成に関する事業 |
| 7 地域の文化・伝統の振興に関する事業 |
| 8 生涯学習に関する事業 |
| 9 地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業 |
| 10 区が推進する重点事業 |
| 11 その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業 |

特に各地区において課題となっている事項の解決に資すると認められる次のような視点を持つ事業については、優先的な交付対象事業として取り扱います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自治会への加入促進・ 地域における公共的な活動の担い手育成・ 公共的な活動への参加者増加・ 地域の公共的な活動団体間の連携強化・ まちづくり会議が提示した地域課題の解決 |
|--|

交付対象とならない事業については、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業・ 交付申請を行う年度において、相模原市が実施する他の補助制度等の対象となる事業・ 政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業・ 調査、研究を主たる目的とする事業 ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く |
| <ul style="list-style-type: none">・ 第三者への事業促進を求める事業・ 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める事業
(物品調達のみが事業の目的として判断できるものなど) |

(3) 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。ただし、次に掲げるものは、交付金の交付を受けることができません。

- ・相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- ・法人のうち、代表者又は役員のうち条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
- ・法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 事業の実施期間

当該年度の事業実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月末とします。また、同一の事業に継続して交付する場合については、3年を限度とします。

(5) 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、その交付率は10分の10以内とします。

- | |
|---|
| 1 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等 |
| 2 事業を行う上で必要な食糧費(交付対象者の構成員に対するものを除く。)、備品購入費、施設使用料、備品借上料等 |
| 3 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等 |
| 4 事業を行う上で必要な委託費等 |
| 5 イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等 |
| 6 講演会等の講師に対する報償費 |
| 7 研修会の旅費等、研修に要する経費(交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。) |
| 8 その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの |

※物品等で1物品1万円を超える財産にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります。(台帳の作成が必要。)

(6) 交付金額

申請される事業について審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

2 申請

(1) 事前相談

申請にあたっては、事前に事業を実施する地区のまちづくりセンターにご相談ください。

特に4月・5月に実施を予定する事業については、交付手続き上、早めのご相談をお願いします。

※具体的な相談先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

(2) 申請期間

令和6年4月1日から各地区で定める期間

(3) 提出書類

- ①地域活性化事業交付金交付申請書（様式第1号） ②地域活性化事業計画書
③収支予算書 ④団体概要調書 ⑤補助金等概要調書 ⑥団体構成員名簿

(4) 交付申請書の提出方法及び提出先

直接又は郵送で事業を実施する地区のまちづくりセンターへご提出ください。

※具体的な提出先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

3 審査

(1) 審査方法

提出先のまちづくりセンターが審査基準に基づき審査します。

申請事業の審査にあたっては、各地区のまちづくり会議のご意見を伺います。

(2) 審査基準

	項目	内容
1	事業目的や内容の公共性	・地域課題の解決や地域の活性化に資する事業か
2	事業内容の妥当性	・事業内容が現実性のあるものか ・事業計画のスキームが適切か ・事業収支が事業を遂行する上で適正か
3	団体の事業実施能力	・事業を実施する能力や主体性があるか
同一の事業で2年目・3年目となるものは上記のほか次の項目も加え、審査します。		
4	事業の継続性や発展性	・事業の継続性や発展性があるか ・これまでの取組みの成果が生かされているか
5	他の団体への影響	・他の団体へ活動を促すなど、良い波及効果を与えるような事業か

4 実績報告

事業終了後に、次の書類等を提出していただきます。

- ①地域活性化事業交付金実績報告書(第6号様式) ②収支決算書
③補助事業等実績調書 ④対象経費に係る領収書等の写し
⑤写真その他事業の実施について確認できる書類

5 報告会による報告

地域活性化事業交付金を活用して行った事業については、市民の方への事例紹介や他地区への情報提供を行うための報告会において、当該事業の報告をいただく場合があります。

6 評価の実施

事業終了後に、次年度の交付決定の参考とするため評価を行います。

所管地区と問合せ先一覧

区名	所管地区	所属名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
緑区	橋本地区	緑区役所橋本まちづくりセンター	〒252-5177	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5 階	042-703-0354	042-700-7002
	大沢地区	緑区役所大沢まちづくりセンター	〒252-0135	相模原市緑区大島 1776-5	042-761-2610	042-761-2617
	城山地区	緑区役所城山まちづくりセンター	〒252-5192	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1 階	042-783-8117	042-782-1290
	津久井地区	緑区役所津久井まちづくりセンター	〒252-5172	相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 3 階	042-780-1403	042-784-7474
	相模湖地区	緑区役所相模湖まちづくりセンター	〒252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階	042-684-3213	042-684-3618
	藤野地区	緑区役所藤野まちづくりセンター	〒252-5152	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所 1 階	042-687-2119	042-687-4347
中央区	小山、清新、横山、中央、 星が丘、光が丘地区	中央区役所中央6地区まちづくりセンター	〒252-5277	相模原市中央区中央 2-11-15 本館 1 階	042-707-7049	042-757-2941
	大野北地区	中央区役所大野北まちづくりセンター	〒252-0233	相模原市中央区鹿沼台 1-10-20	042-861-4512	042-755-6521
	田名地区	中央区役所田名まちづくりセンター	〒252-0244	相模原市中央区田名 4834	042-761-6570	042-762-8767
	上溝地区	中央区役所上溝まちづくりセンター	〒252-0243	相模原市中央区上溝 7-7-17	042-762-5626	042-761-1249
南区	大野中地区	南区役所大野中まちづくりセンター	〒252-0344	相模原市南区古淵 3-21-1	042-741-6695	042-746-1835
	大野南地区	南区役所大野南まちづくりセンター	〒252-0377	相模原市南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 4 階	042-749-2217	042-749-2116
	麻溝地区	南区役所麻溝まちづくりセンター	〒252-0335	相模原市南区下溝 594-6	042-778-2381	042-778-2249
	新磯地区	南区役所新磯まちづくりセンター	〒252-0327	相模原市南区磯部 916-3	046-251-5242	046-254-0924
	相模台地区	南区役所相模台まちづくりセンター	〒252-0321	相模原市南区相模台 1-13-5	042-744-3148	042-744-3194
	相武台地区	南区役所相武台まちづくりセンター	〒252-0325	相模原市南区新磯野 4-1-3	046-254-3755	046-251-5362
	東林地区	南区役所東林まちづくりセンター	〒252-0312	相模原市南区相南 1-10-10	042-744-5187	042-744-5194

※制度の所管:市民局市民協働推進課(電話 042-769-8226)